

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の実施に際し府中市が事業者を求める基準

(趣旨)

第1 この基準は、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成27年4月9日国住心第228号。以下「交付要綱」という。）第4一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」という。）の実施に際し、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について（平成28年3月4日事務連絡）にて依頼のあった意見聴取手続を実施するにあたり、市の基準について定めるものとする。

(整備の基準)

第2 スマートウェルネス住宅等推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が、市内において、サービス付き高齢者向け住宅整備事業を実施するときは、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、市長は当該事業の実施について同意するものとする。ただし、第1号については、令和8年度以降はこの限りでない。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅整備事業の実施によって、市内におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備戸数の総数（既存の整備戸数を含む。）が、516戸を超えないこと。
- (2) 当該住宅の整備が、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定める日常生活圏域別の高齢者人口分布に偏在を生じさせ、同計画の達成に支障を生じさせる規模ではないこと。
- (3) 入居者の介護の重度化や医療措置が必要となった場合に備えて、併設又は近隣の医療機関及び介護事業所と協定を締結する等適切な連携を図ること。

(雑則)

第3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成29年1月24日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。